



テイクアウト
デリバリー
はどうしてる？

お弁当・そうざいの表示

(※栄養成分表示については省略しています)



一般的な表示(例)

A	名称	幕ノ内弁当
B	原材料名	ご飯 ^a *1(国産)、鶏唐揚げ、煮物(里芋、にんじん、ごぼう、その他)、付け合わせ ^b ／調味料(アミノ酸等)、pH調整剤、着色料(カラメル)、保存料(ソルビン酸)(一部に卵・大豆・小麦を含む)
C	内容量	250g
D	消費期限	2022.〇.〇
E	保存方法	直射日光、高温多湿を避けてください
F	販売者	株式会社〇〇 東京都新宿区△〇-〇
G	製造所	〇〇株式会社 東京都小平市△〇-〇

- A** 名称: 商品名ではなく、一般的な名称を表示
- B** 原材料名: 重量割合の高いものから順に表示
 - a** 重量割合第一位の原材料は、原産地・製造地を表示
 - b** 一般名称で原材料が明らかでないものは内容を記載3種類以上で3位以下かつ5%未満はその他で記載できる。
 - c** 少量添えられ、日々変化する可能性のあるものは「付け合わせ」等と記載できる(アレルギー表示は必要)。
 - d** 添加物は、原材料名と項目を分けるか、原材料名の枠内で原材料を表示した後に「/」で分けて記載する。
 - e** 原材料及び添加物に含まれるアレルギー(義務7品目+推奨21品目)を個別表示。表示スペースが足りない等の場合は一括表示でも良いが、個別表示と一括表示の混在は不可。ここでは一括表示で表示している。

- C** 内容量: 「1人前」等でも可
外観上容易に判断できる場合、省略可
- E** 保存方法: 開封前の保存方法を記載
- F** 食品関連事業者: 表示責任者(表示内容に責任を有する者)の氏名(または法人名)及び住所を記載。店の名前ではない。
事項名は製造者、加工者、輸入者、販売者で表示する。
- G** 製造所等: 最終的に衛生状態を変化させる行為(製造又は加工)を行った場所の所在地及び製造者又は加工者の氏名(または法人名)を記載。**F**と重複する場合は省略可。枠外に記載可。店の名前ではない。

※1 ご飯(米)は米トレーサビリティ法に基づき、重量割合1位でなくても産地情報の伝達が必要(枠外や店頭POPでも可)



開封しなくても見られる場所に、まとめて表示(一括表示)する必要があるよ。

文字は8ポイントの活字以上の大きさが必要だよ。

8ポイント

Case1 透明な容器 (中身が見える)



販売形態により、表示を簡素化することができるよ。

容器の外部から見てその原材料がわかるおかずは、「**おかず**」とまとめて表示できる。(衣等で包まれて中身が確認できない場合は省略不可)

※ 添加物、アレルギーの表示は省略不可

Case2 製造所でのみ販売 (インスタ加工)



製造所で販売する場合も、あらかじめ容器包装に入れていると、表示が必要だよ。

【省略できる項目】原材料名^{※1}、内容量、栄養成分表示
食品関連事業者^{※2}の氏名又は名称及び住所、原産国名、原料原産地表示^{※3}

つまり、「名称、アレルギー、添加物、消費期限、保存方法、製造所等」は表示が必要

- ※1 原材料名は省略可能だが、アレルギー表示、添加物表示は必要
- ※2 **F** 食品関連事業者の表示は省略可能だが、**G** 製造所等の表示は必要。枠外でも可
- ※3 ご飯(米)は米トレーサビリティ法に基づき、表示が必要。枠外や店頭POPでも可

Case3 客の注文に応じてその場で製造、販売 (自ら配達する場合を含む)

表示の義務はない。消費者から質問があった時に直接対応する。

※ 繁忙期に備えて、あらかじめその日の販売見込み量を容器に入れて販売する場合も該当

アレルギーや消費期限は積極的に伝えましょう。



チェック 表示を作成する時の参考資料

パンフレット

- ✓ 大切です！食品表示
食品表示法 食品表示基準手引編<統合版>（東京都）<令和4年3月改訂>
- ✓ 早わかり食品表示ガイド(消費者庁)

保健所の窓口で配布中



大切です！
食品表示



消費者庁HP
パンフレット



インターネットサイト

- ✓ **食品衛生の窓 食品表示**
東京都 食品衛生の窓「食品の表示制度」



- ✓ **消費者庁 食品表示基準**
消費者庁HP「食品表示基準Q&A」



問合せ先

※都外の事業者の方は、食品を都内に流通させる場合
であっても、管轄の自治体にご相談ください
(東京都条例に基づく食品表示を除く)。

食品表示にはいろんな
法律が関わっているよ。



食品表示法

- 品質事項(名称、原材料名、原料原産地等に関する事項)
※食品関連事業者(表示責任者)の活動範囲(いわゆる広域、県域、市域)により相談先が異なります
- ✓ **【都内のみに事業所(工場、店舗、倉庫を含む)をお持ちの場合】**
八王子市・町田市・特別区の方:食品表示相談ダイヤル 03-5320-5989(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)
多摩地区・島しょ地区の方:製造所等を管轄する保健所
- ✓ **【都外にも事業所(工場、店舗、倉庫を含む)をお持ちの場合】**
消費者庁 食品表示企画課 03-3507-8800
- 衛生事項(添加物、アレルゲン、保存の方法、消費期限又は賞味期限等に関する事項)
- ✓ **製造所等を管轄する保健所**
- 保健事項(栄養表示等に関する事項等)
- ✓ **食品関連事業者(表示責任者)を管轄する保健所**

健康増進法(誇大表示の禁止、特別用途食品等)

- ✓ **食品関連事業者(表示責任者)を管轄する保健所** ※上記食品表示法の保健事項と同じ窓口

東京都消費生活条例(食品の表示に限る)

- ✓ 食品表示相談ダイヤル 03-5320-5989(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

- ✓ 生活文化局消費生活部取引指導課表示指導担当 03-5388-3068

※商品名や広告のうたい文句(容器
包装の表面等)については、こちら
(不当景品類及び不当表示防止法)

特定商取引に関する法律

- ✓ 生活文化局消費生活部取引指導課取引指導担当 03-5388-3074

計量法

- ✓ 都内(八王子市除く) 東京都計量検定所 03-5617-6628
- ✓ 八王子市 消費生活センター 042-631-5456

医薬品医療機器等法

健康食品を製造・輸入・販売する事業者の方が作成する表示・広告案に係る面談による事前相談
福祉保健局健康安全部 薬務課監視指導担当 電話:03-5320-4512